

焼津市手数料条例（抜粋）

平成12年3月29日
条例第13号

焼津市手数料条例（抜粋）

平成12年焼津市条例第13号

第3条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表に定めるところによる。

第3条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表に定めるところによる。

別表（第3条関係）

(56) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

| 開発行為の種類 | 開発区域の面積 | 金額 |
|---|-----------------------|-------------|
| ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 | 0.1ヘクタール未満 | 8,600円 |
| | 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 22,000円 |
| | 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 43,000円 |
| | 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 86,000円 |
| | 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 | 130,000円 |
| | 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 | 170,000円 |
| | 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 | 220,000円 |
| | 10.0ヘクタール以上 | 300,000円 |
| イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 | 0.1ヘクタール未満 | 13,000円 |
| | 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 30,000円 |
| | 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 65,000円 |
| | 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 120,000円 |
| | 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 | 200,000円 |
| | 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 | 270,000円 |
| | 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 | 340,000円 |
| | 10.0ヘクタール以上 | 480,000円 |
| ウ その他の開発行為 | 0.1ヘクタール未満 | 86,000円 |
| | 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 130,000円 |
| | 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 190,000円 |
| | 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 260,000円 |
| | 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 | 390,000円 |
| | 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 | 510,000円 |
| | 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 | 660,000円 |
| | | 10.0ヘクタール以上 |

別表（第3条関係）

(68) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

| 開発行為の種類 | 開発区域の面積 | 金額 |
|---|-----------------------|-------------|
| ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 | 0.1ヘクタール未満 | 8,600円 |
| | 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 22,200円 |
| | 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 43,300円 |
| | 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 86,100円 |
| | 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 | 130,100円 |
| | 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 | 169,900円 |
| | 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 | 220,000円 |
| | 10.0ヘクタール以上 | 300,500円 |
| イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 | 0.1ヘクタール未満 | 13,000円 |
| | 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 30,400円 |
| | 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 64,600円 |
| | 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 119,600円 |
| | 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 | 200,000円 |
| | 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 | 270,100円 |
| | 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 | 339,700円 |
| | 10.0ヘクタール以上 | 480,300円 |
| ウ その他の開発行為 | 0.1ヘクタール未満 | 86,100円 |
| | 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 130,300円 |
| | 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 190,300円 |
| | 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 260,400円 |
| | 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 | 390,400円 |
| | 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 | 510,000円 |
| | 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 | 660,100円 |
| | | 10.0ヘクタール以上 |

- (57) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請 1件につき、次の表に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

| 変更の種類 | 金額 |
|--|---|
| ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。） | 開発行為の種類及び開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前号の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額 |
| イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 | 新たに編入される開発行為に係る開発行為の種類及び開発区域の面積に応じ、前号の表に規定する額 |
| ウ その他の変更 | 10,000円 |

- (58) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請 1件につき46,000円

- (59) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき26,000円

- (60) 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

| 敷地の面積 | 金額 |
|----------------------|---------|
| 0.1ヘクタール未満 | 6,900円 |
| 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 18,000円 |
| 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 39,000円 |
| 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 69,000円 |
| 1.0ヘクタール以上 | 97,000円 |

- (61) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請
 ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき1,700円
 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以

- (69) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請 1件につき、次の表に掲げる額を合算した額。ただし、その額が869,800円を超えるときは、869,800円とする。

| 変更の種類 | 金額 |
|--|---|
| ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。） | 開発行為の種類及び開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前号の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額 |
| イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 | 新たに編入される開発行為に係る開発行為の種類及び開発区域の面積に応じ、前号の表に規定する額 |
| ウ その他の変更 | 10,300円 |

- (70) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請 1件につき46,100円

- (71) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき25,800円

- (72) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

| 敷地の面積 | 金額 |
|----------------------|---------|
| 0.1ヘクタール未満 | 6,900円 |
| 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 17,900円 |
| 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 38,900円 |
| 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 | 69,300円 |
| 1.0ヘクタール以上 | 96,800円 |

- (73) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請
 ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき1,600円
 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以

上のものである場合 1件につき2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合
1件につき17,000円

(62) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚
につき470円

上のものである場合 1件につき2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合
1件につき17,000円

(74) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚
につき470円